

ロゴマーク・冠称を活用しませんか

合志市制施行20周年記念ロゴマーク決定

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096-248-1112

市制施行20周年を市民の皆さんと共に祝い、広くPRするための情報発信ツールとしてロゴマーク作品を募集したところ、34点の応募がありました。

厳正なる審査の結果、合志市制施行20周年記念ロゴマークが決定しました。

ロゴマークは今後、さまざまな記念事業や広報紙などで幅広く利用し、市民の皆さんと共に『合志市制施行20周年』を盛り上げていきます。多数のご応募ありがとうございました。



▲コンセプトを荒木市長に説明する西田さん

市制施行20周年記念冠事業を開催しませんか

本市は令和8年2月27日に市制施行20周年を迎えます。5月から令和8年5月に実施予定の事業で、『合志市制施行20周年記念事業』をイベントなどの名称に冠した事業を募集します。

▶内容

記念事業の趣旨に賛同したイベント、魅力発信、文化・スポーツ事業など(新規・既存問わず)

▶支援内容

- ・『合志市制施行20周年記念』の冠称およびロゴマーク含む)の使用
- ・記念のぼり旗・横断幕の貸し出し

どちらも使用するには、申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

5月26日に改正戸籍法が施行

本籍地から氏名のフリガナが通知されます

●問い合わせ先 市民課 戸籍住民班 ☎096-248-1113

5月26日以降、**本籍地の市区町村**から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。通知のフリガナを確認してください。

本市に本籍がある人は、7月下旬頃にハガキでお知らせします。

▶正しい場合(届け出不要)

改正戸籍法施行日から1年後の令和8年5月26日(火)以降に戸籍に記載されます。

▶誤っている場合(届け出必要)

改製戸籍法施行日から1年以内に届け出をしてください。届け出は、マイナポータルからできるようになります。



▲法務省の特設サイト

詐欺にご注意

届け出に手数料はかかりません。法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。また、届け出しなくても罰則はありません。

更新などはお済みですか

各支所でもマイナンバーカードの手続きができます

●問い合わせ先 市民課 ☎096-248-1113

令和7年度はマイナンバーカード電子証明書の更新が必要な人が多数いるため、窓口の混雑が予想されます。マイナンバーカードの各種手続きについては、市民課だけでなく須屋支所、泉ヶ丘支所、西合志総合窓口でも手続きが可能です。詳しくはお問い合わせください。

▶各支所でもできるマイナンバーカードの手続き

- ・申請(新規)、更新(カードの切り替え)、券面事項変更(転入、転居、氏変更など)、電子証明書の新規発行および更新(発行から5年経過)、ロック解除(暗証番号再設定)、顔認証マイナンバーカード設定切替申請など。

▶各支所の受付時間

- ・月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後4時30分

※第2・4日曜日は市民課のみでの受け付け(完全予約制)となります。電話にて予約ください

障がいのある人やその家族などの総合的な相談窓口

障がい者基幹相談支援センターを開設しました

●問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎096(248)1144

障がいのある人やその家族が安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように『障がい者基幹相談支援センター』を開設しました。

市民への総合的・専門的な相談支援を行なうと共に、市内の相談支援事業所への助言・研修などを実施して、相談支援事業所の資質向上を目指します。

▼主な活動内容

- ①障がいのある人やその家族への支援
- ・障害福祉サービスなどの利用支援
- ・自立した日常生活や社会生活に必要な情報の提供、助言
- ・住まい、お金、仕事、人間関係などの生活全般の相談
- ・権利擁護や虐待防止に関する相談
- ・暮らしに関する相談

②相談支援事業所への支援

- ・相談支援に関する助言、必要な情報提供
- ・相談支援の質の向上を目的とした研修会の実施

▼支援対象者

障がいや難病などがある市民とその家族、支援者

▼相談受付日

平日 午前8時30分～午後5時15分
※年末年始を除く

▼相談方法

電話、来所、訪問など希望に合わせて相談に対応します。

▼相談対応者

主任相談支援専門員・相談支援専門員である社会福祉士・精神保健福祉士などが対応します。

▼設置場所・連絡先

・市総合センター「ウィーブル」
安心サポート合志内(福原2922)
☎096(248)2625
・市社会福祉協議会 障がい者支援センター「れんがの家」内(須屋2540)
☎096(242)2271

免除制度があります

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることになりま

▼申込場所

健康ほけん課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所

保険料の免除・猶予期間がある人へ

▼『追納』をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

▼申込場所

熊本西年金事務所
☎096(355)3261